

諮 問 書

下 水 道 使 用 料 に つ い て

令 和 4 年 7 月

八 代 市

(目 次)

1	下水道使用料の改定理由及び概要.....	1
	(1) 下水道使用料の改定理由	1
	(2) 下水道使用料改定(案)の概要.....	2
	①使用料算定期間	2
	②使用料の算定対象経費	2
	③改定の考え方	3
	第1表 下水道使用料単価の現行・改定(案)比較.....	4
	第2表 排出量別下水道使用料金額の比較.....	5
	第3表 改定による下水道使用料収入の見込額.....	5
	(3) 下水道管理費、及び、使用料算定対象経費の実績と計画.....	6
	第4表 経費回収率及び繰入金(R1~R4 実績)	6
	第5表 経費回収率及び繰入金(R5~R8 計画)	7
2	下水道財政の現状と見直し	8
	(1) 財政計画の概要	8
	(2) 財政計画の考え方	8
	①収入	8
	②支出	9
	第6表 財政計画	10
3	今後の下水道事業の展開	11
	(1) 事業展開の内容	11
	(2) 健全な下水道経営	11
	①下水道施設の適正維持	11
	②効率的な事業運営	11
	③未接続の解消	11
	④経営戦略の実行、及び、経営の見える化.....	11

1 下水道使用料の改定理由及び概要

八代市の公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）は、昭和48年に雨水整備事業から着手し、昭和60年3月に八代市水処理センターを供用開始して以来、生活環境の改善や八代海等の公共用水域の水質保全を目的に下水道の整備促進に努めてきました。

認可区域は、平成17年8月の市町村合併に伴い、旧八代市の八代処理区に、八代北部流域関連処理区である旧鏡町の鏡処理区と、旧千丁町の千丁処理区が加わり、また、平成18年度には新八代駅周辺を中心とする八代東部処理区を、令和2年度には植柳新町（八代処理区）を新たに加え、令和3年度末現在、4処理区の合計で2,128haとなっており、更なる公共下水道事業の設備の充実、促進を目指しております。

しかし、本市の汚水処理の普及率（令和2年度末）は、県内平均の88.1%と比較いたしまして71.4%と低く、合併浄化槽等による整備も含め、早期普及に向けた整備を進める必要があります。また、耐震・浸水対策の促進や資源の有効利用など、今後取り組むべき課題も多く、下水道財政の基盤を強化し、安定した経営の下で、効率的・効果的な事業展開を図っていく必要があります。

(1) 下水道使用料の改定理由

本市の一般会計の財政状況は、歳入面で大きな割合を占める地方交付税について、合併自治体に上乗せされていた特例措置（合併算定替）が平成28年度より段階的に削減され令和3年度で終了したことに伴い、自由に使える一般財源の枠が減少している一方で、歳出面では、少子高齢化の進展に伴い恒常的に社会保障経費などが増加しているため、厳しい状況にあると言えます。

一方、下水道事業におきましては、事業着手から約40年が経過しましたが、水洗化率の伸び悩みや、費用に見合う程度の料金設定がなされていないこともあり、使用料収入が十分とは言えず、本来、使用料収入で賄うべき経費の一部を、一般会計からの繰入金により補っている状況です。

また、今後も施設建設の継続や、老朽化した下水道施設の改築・更新に多額の費用を要する一方で、人口減少や節水型トイレの普及などにより使用料収入も伸び悩みの傾向にあることから、「独立採算制を原則」とする下水道事業をとりまく環境は厳しさを増すことが予想されます。

そのような状況がある中で、効率的な事業展開や、健全な下水道事業の経営に努めて参りますが、経費節減など内部努力だけでは、この厳しい下水道財政の状況に対応することが困難であります。

従いまして、今後の下水道事業を円滑に進めるためにも、下水道財政の基盤強化を図ることが重要であり、下水道使用者に応分の負担をしていただきたく、以下の2点を考慮し、下水道使用料の改定をお願いするものであります。

- ① 令和5～8年度の財政計画を策定することにより下水道法第20条に基づいた適正な使用料を設定し、下水道財政の基盤強化を図る必要があります。
- ② 現行の下水道使用料につきましては、「雨水公費・汚水私費」の原則を基礎としていますが、本来使用料として回収すべき経費の一部については、使用者の負担状況を考慮し、経過的に公費で補てんしている状況であるため、受益者負担の原則に基づき、下水道の使用料を段階的に引き上げていく必要があります。

(2) 下水道使用料改定(案)の概要

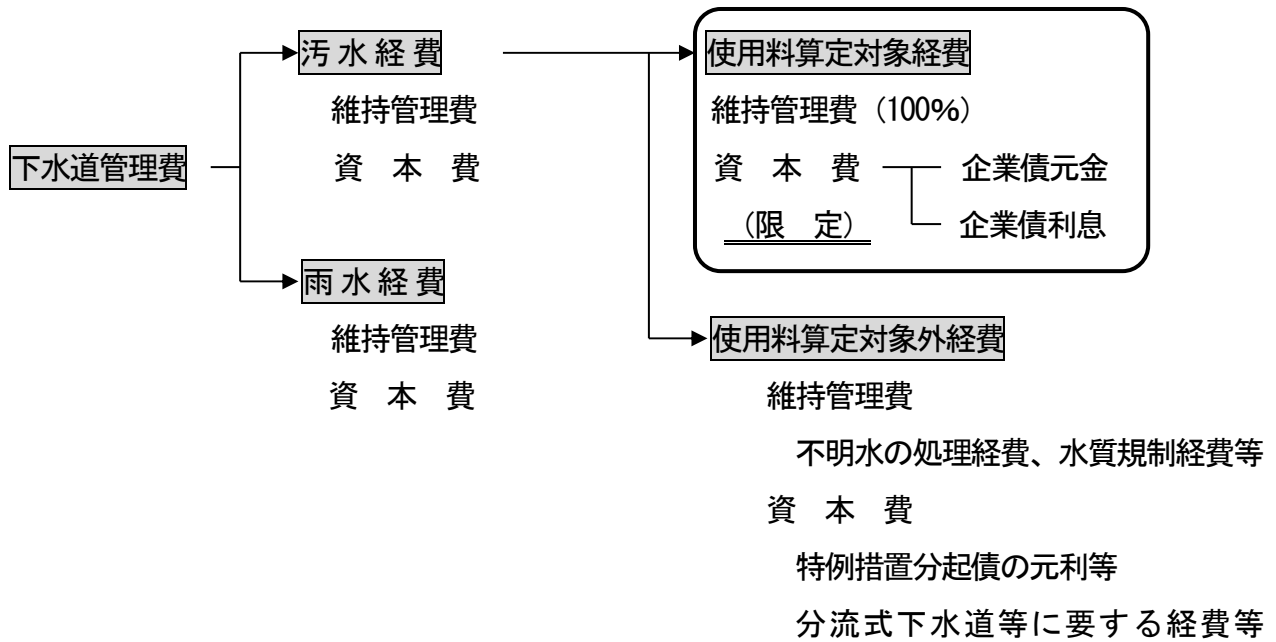
① 使用料算定期間 : 令和5年4月から令和9年3月までの4年間

長期の算定期間であれば、諸経費の物価変動、有収水量等の使用料算定要素を的確に把握することが困難になります。また、短期にすると、出来るだけ安定性を保つ必要がある公共料金の性格から望ましくありません。このような点と事業の実施段階、当該地域の実情等を勘案し3年から5年程度の算定期間を設定することが妥当ということから、前回同様4年間を採用しております。

② 使用料の算定対象経費

下水道使用料の算定につきましては、「図1 下水道管理費の構成」のように、下水道管理費を雨水、汚水の経費に区分します。使用料の対象経費としては、まず汚水に係る維持管理費(下水道施設の運転管理等に直接要する費用)については、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とします。また、汚水に係る資本費(企業債の元利償還金に要する費用)については、公費で負担すべき経費を除き、使用料の対象とするべきですが、使用料が著しく高額となるため、対象となる資本費の範囲を限定します。

図1 下水道管理費の構成



③ 改定の考え方

(ア) 使用料算入経費

現行の下水道使用料については、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、雨水経費は公費負担としており、汚水経費のうち不明水の処理に要する経費や分流式下水道等に要する経費等、公共下水道事業の繰出基準（総務省通知）に基づく経費は公費負担として、使用料算定の対象外経費としております。

使用料算定の対象経費のうち人件費、各施設のポンプ等を稼働するための動力費、使用料徴収経費等の維持管理費については全額（100%）を、また、施設建設のために借り入れた企業債の返済分にあたる資本費（元金及び利子償還金）については、60.3%を使用料算入の対象経費としております。

なお、資本費については、全額（100%）を使用者負担とすべきではありますが、使用料が著しく高額となり、市民生活に与える影響が大きいことから、公共下水道の公共的役割等も勘案し、資本費の算入範囲を60.3%に抑制しております。

【今回の使用料対象経費】

$$\begin{aligned}
 1 \text{ m}^3 \text{ 当りの使用料} &= \frac{\text{算定期間の汚水に係る（維持管理費＋資本費の60.3\%）}}{\text{算定期間の有収水量}} \\
 &= \frac{(3,031,185,000 \text{ 円} + 3,357,666,000 \text{ 円} \times 60.3\%)}{23,473,392 \text{ m}^3} \\
 &= \frac{5,055,213,000 \text{ 円}}{23,473,392 \text{ m}^3} = 215.4 \text{ 円/m}^3
 \end{aligned}$$

【使用料対象経費（全額の場合）】

$$\begin{aligned}
 1\text{ m}^3\text{当りの使用料} &= \frac{\text{算定期間の汚水に係る（維持管理費+資本費の100\%）}}{\text{算定期間の有収水量}} \\
 &= \frac{(3,031,185,000\text{円} + 3,357,666,000\text{円} \times 100\%)}{23,473,392\text{m}^3} \\
 &= \frac{6,388,851,000\text{円}}{23,473,392\text{m}^3} = 272.1\text{円}/\text{m}^3
 \end{aligned}$$

（イ） 改定単価及び改定率（第1表、第2表、第3表）

全体の資本費算入率を60.3%と見込んで改定率の試算を行います。

$$\begin{aligned}
 \text{平均改定率} &= \left[\frac{\text{算定期間の使用料対象経費算入額}}{\text{算定期間の現行使用料による収入額}} - 1 \right] \times 100 \\
 &= \left[\frac{5,055,213,000\text{円}}{4,754,715,000\text{円}} - 1 \right] \times 100 = 6.32\%
 \end{aligned}$$

（ウ） 下水道使用料の改定時期

令和5年4月1日施行

第1表 下水道使用料単価の現行・改定（案）比較

（消費税抜き）

汚水の排出量による区分 (1カ月当たり)	下水道使用料（円）			改定率 (%)	
	現行	改定後	増加額		
基本料金（8m ³ まで）	1,192	1,267	75	6.29	
超過料金 (1m ³ あたり)	9m ³ ～ 20m ³	186	198	12	6.45
	21m ³ ～ 30m ³	191	203	12	6.28
	31m ³ ～ 50m ³	202	215	13	6.44
	51m ³ ～ 100m ³	207	220	13	6.28
	101m ³ ～	218	232	14	6.42
公衆浴場（1m ³ あたり）	29	29	0	0	

第2表 排出量別下水道使用料金額の比較

(消費税抜き)

汚水 種類	排出量 (1ヶ月)	使用料(円)		差額(円)	増加率 (%)
		現行	改定(案)		
一 般 汚 水	8m ³	1,192	1,267	75	6.29
	10m ³	1,564	1,663	99	6.33
	20m ³	3,424	3,643	219	6.40
	30m ³	5,334	5,673	339	6.36
	50m ³	9,374	9,973	599	6.39
	100m ³	19,724	20,973	1,249	6.33
	500m ³	106,924	113,773	6,849	6.41
	1,000m ³	215,924	229,773	13,849	6.41
	5,000m ³	1,087,924	1,157,773	69,849	6.42
	10,000m ³	2,177,924	2,317,773	139,849	6.42

第3表 改定による下水道使用料収入の見込額

(単位：百万円)

		現行使用料 収入額(A)	改定(案)使用料 収入額(B)	増収見込額 (B)-(A)=(C)
各 年 度 別 内 訳	5年度	1,187.5	1,262.6	75.1
	6年度	1,188.5	1,263.7	75.2
	7年度	1,188.1	1,263.1	75.0
	8年度	1,190.6	1,265.8	75.2
合 計		4,754.7	5,055.2	300.5

(3) 下水道管理費、及び、使用料算定対象経費の実績と計画

使用料対象となる汚水経費（使用料算定対象経費）に対する使用料の割合（回収率）は、令和5年度から令和8年度までに現行使用料でも微増傾向となりますが、資本費算入率を改定しない場合の51.4%から60.3%に引き上げた結果、改定しない場合の74.4%に対し、改定した場合は79.1%となっております。

（第4表、第5表）

第4表 経費回収率及び繰入金（令和元年度～令和4年度）

（単位：千円）

項目		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計		
有収水量 A		m	5,749,275	5,757,887	5,817,730	5,836,064	23,160,956		
汚水処理費	維持管理費	施設管理費	千円	415,979	408,513	458,651	452,919	1,736,063	
		流域下水道管理費	千円	124,690	138,954	148,699	160,669	573,012	
		総係費	千円	138,142	142,032	145,911	146,241	572,326	
		小計 B	千円	678,811	689,499	753,261	759,829	2,881,401	
	資本費	企業債利息	千円	308,762	285,499	264,151	248,419	1,106,831	
		企業債元金	千円	1,664,970	1,670,964	1,654,912	1,619,893	6,610,739	
小計 C		千円	1,973,732	1,956,463	1,919,063	1,868,312	7,717,570		
合計		千円	2,652,543	2,645,962	2,672,324	2,628,141	10,598,971		
使用料対象経費		維持管理費 B-I=D	千円	670,407	680,593	744,987	751,555	2,847,542	
		資本費 C-J=E	千円	1,086,733	1,119,868	1,019,793	888,339	4,114,733	
		合計 F	千円	1,757,140	1,800,461	1,764,780	1,639,894	6,962,275	
使用料収入	現行	G	千円	1,163,618	1,181,113	1,188,918	1,203,180	4,736,829	
使用料単価	現行	G/A	円	202.4	205.1	204.4	206.2	204.5	
回収率	現行	G/F	%	66.2	65.6	67.4	73.4	68.0	
回収率	現行	(G-D)/E	%	45.4	44.7	43.5	50.8	45.9	
一般会計繰入金	基準内	維持管理費分 I	千円	8,404	8,906	8,274	8,274	33,859	
		資本費分 J	千円	886,999	836,595	899,270	979,973	3,602,837	
	補填分	現行	F-G-M=K	千円	178,122	210,148	189,362	100,314	677,946
	合計	現行	I+J+K	千円	1,073,525	1,055,649	1,096,906	1,088,561	4,314,642
市債	平準化債・特別措置	M	千円	415,400	409,200	386,500	336,400	1,547,500	

第5表 経費回収率及び繰入金（令和5年度～令和8年度）

項 目		単 位	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	合 計	
有 収 水 量 A		m	5,854,396	5,865,717	5,869,520	5,883,759	23,473,392	
汚 水 処 理 費	維 持 管 理 費	施設管理費	千円	469,513	468,638	468,501	468,016	1,874,667
		流域下水道管理費	千円	159,554	160,120	160,311	160,455	640,440
		総係費	千円	138,059	138,059	138,059	138,059	552,234
		小 計 B	千円	767,126	766,816	766,870	766,529	3,067,341
	資 本 費	企業債利息	千円	232,732	218,962	206,782	196,834	855,310
		企業債元金	千円	1,599,866	1,591,420	1,509,697	1,482,056	6,183,039
		小 計 C	千円	1,832,598	1,810,382	1,716,479	1,678,890	7,038,349
合 計		千円	2,599,724	2,577,198	2,483,349	2,445,419	10,105,690	
使用料対象経費		維持管理費 B-I=D	千円	758,087	757,777	757,831	757,490	3,031,185
		資 本 費 C-J=E	千円	890,569	835,068	821,191	810,838	3,357,666
		合 計 F	千円	1,648,656	1,592,845	1,579,022	1,568,328	6,388,851
使用料収入	現 行 G	千円	1,187,547	1,188,542	1,188,037	1,190,589	4,754,715	
	改定案 H	千円	1,262,604	1,263,659	1,263,117	1,265,833	5,055,213	
	差 額	千円	75,057	75,117	75,080	75,244	300,498	
使用料単価	現 行 G/A	円	202.8	202.6	202.4	202.4	202.6	
	改定案 H/A	円	215.7	215.4	215.2	215.1	215.4	
回収率	現 行 G/F	%	72.0	74.6	75.2	75.9	74.4	
	改定案 H/F	%	76.6	79.3	80	80.7	79.1	
回収率 (資本費分)	現 行 (G-D)/E	%	48.2	51.6	52.4	53.4	51.3	
	改定案 (H-D)/E	%	56.7	60.6	61.5	62.7	60.3	
一般会計繰入金	基準内	維持管理費分 I	千円	9,039	9,039	9,039	9,039	36,156
		資 本 費 分 J	千円	942,092	975,444	896,431	869,572	3,683,539
	補填分	現 行 F-G-M=K	千円	136,309	120,703	124,785	129,239	511,036
		改定案 F-H-M=L	千円	61,252	45,586	49,705	53,995	210,538
	合計	現 行 I+J+K	千円	1,087,440	1,105,186	1,030,255	1,007,850	4,230,731
		改定案 I+J+L	千円	1,012,383	1,030,069	955,175	932,606	3,930,233
		差 額	千円	△ 75,057	△ 75,117	△ 75,080	△ 75,244	△ 300,498
市債	平準化債・特別措置 M	千円	324,800	283,600	266,200	248,500	1,123,100	

2 下水道財政の現状と見通し

下水道財政を取り巻く環境は、下水道使用料の伸び悩みや、一般会計繰入金削減、義務的経費である企業債元利償還金の負担等により厳しい状況が続いています。

経営改善による経費節減に努めているところですが、今後も一般会計の負担抑制に努めると共に、個人設置型浄化槽設置者との公平性を確保するなど、独立会計として厳しい経営環境の中で対応が求められています。

(1) 財政計画の概要

厳しい財政状況を踏まえ、企業債残高の抑制に配慮した効果的な建設投資を進めるとともに、下水道の役割を果たすため、下水道施設の機能を常に保持し、適正で効率的な維持管理を行う上で必要となる財源を確保することとします。

支出面につきましては、今後、経営戦略等に位置づける整備目標達成に必要な管渠や下水処理場、流域下水道維持管理負担金等の維持管理経費、及び、建設事業費を確保する一方で、企業債については、返済額以上に借入を行わないなどの元利償還金を逡減させて参ります。なお、維持管理費は増加が見込まれますが、経費節減に努めます。

収入面につきましては、下水道使用料は令和5年4月以降4年間の改定による増収額を3億円と見込む計画となっております。

(2) 財政計画（第6表）積算の考え方（改定案の使用料体系の場合）

① 収入

(ア) 下水道使用料

有収水量等を過去の実績等をもとに予測し、収入を年度ごとに見込むことで過去4カ年の実績と比較して3.2億円増加します。

(イ) 一般会計繰入金

維持管理費の増加はあるものの、企業債償還金の減少により過去4カ年と比較して、4.5億円減少します。

(ウ) 国庫補助金

下水道整備費の財源として、現行の基準（補助率や充当率）に基づき積算しておりますが、大規模事業の終了に伴い減少します。

(エ) 企業債

投資の重点化等により整備目標に必要な事業費を計上しておりますが、国庫補助金同様に整備に係る企業債は減少します。また、企業債の償還期間と減価償却費との差により生じる構造的な資金不足については、資本費平準化債を活用することとし、企業債全体の発行額としては過去4カ年と比較して10.3億円減少します。

② 支出

(ア) 維持管理費

管渠延長及び汚水量の伸びや、下水道施設の老朽化等により、過去4カ年と比較して1.3億円増加します。

(イ) 下水道整備費

下水道整備費につきましては、一層の重点化・効率化を図りつつ、整備目標達成に必要な事業費を計上しております。

(ウ) 企業債償還金

債務残高の減少により、過去4カ年と比較して3.6億円減少します。

第6表 財政計画

【収支計画】

(単位：百万円、消費税込)

区分		実績					計画					計画-実績	
		R1年度	2年度	3年度	4年度	計(ア)	R5年度	6年度	7年度	8年度	計(イ)	(イ) - (ア)	
収益的 収支	収入 (A)	2,192.8	2,140.4	2,150.4	2,229.7	8,713.3	2,211.2	2,242.9	2,200.5	2,205.1	8,859.7	146.4	
	下水道使用料	現行	1,163.6	1,181.1	1,188.9	1,203.2	4,736.8	1,187.6	1,188.5	1,188.0	1,190.6	4,754.7	17.9
		改定案	-	-	-	-	-	1,262.6	1,263.7	1,263.1	1,265.8	5,055.2	318.4
		差引	-	-	-	-	-	75.1	75.1	75.1	75.2	300.5	-
	雨水処理負担金	275.5	269.4	220.9	229.2	995.0	232.5	239.8	259.5	278.7	1,010.5	15.5	
	一般会計負担金	746.4	683.8	735.9	792.8	2,958.9	785.3	810.2	748.6	731.4	3,075.5	116.6	
	その他収入	7.3	6.1	4.7	4.5	22.6	5.8	4.4	4.4	4.4	19.0	△ 3.6	
	支出 (B)	1,097.6	1,087.0	1,094.7	1,091.9	4,371.2	1,082.7	1,067.1	1,054.5	1,042.4	4,246.8	△ 124.5	
	維持管理費	汚水分	678.8	689.5	753.3	759.8	2,881.4	767.1	766.8	766.9	766.5	3,067.4	186.0
		雨水分	61.0	65.4	32.1	33.7	192.2	33.7	33.7	33.8	33.8	135.0	△ 57.2
支払利息		308.8	285.5	264.2	248.4	1,106.8	232.7	219.0	206.8	196.8	855.3	△ 251.5	
	雨水分	49.0	46.6	45.2	50.0	190.8	49.2	47.6	47.0	45.3	189.1	△ 1.7	
収支差引 (A) - (B) (C)	1,095.2	1,053.4	1,055.8	1,137.8	4,342.1	1,128.4	1,175.8	1,146.1	1,162.7	4,613.0	270.8		
資本的 収支	収入 (D)	2,893.7	3,178.9	2,929.6	2,826.1	11,828.3	2,507.8	2,505.5	2,455.7	2,431.7	9,900.7	△ 1,927.6	
	国庫補助金	736.4	1,042.4	860.2	817.1	3,456.1	685.0	738.0	683.5	683.5	2,790.0	△ 666.1	
	企業債	事業債	1,270.1	1,262.2	1,248.2	1,287.4	5,067.9	1,075.2	1,129.5	1,128.4	1,128.4	4,461.5	△ 606.4
		平準化債	415.4	409.2	386.5	336.4	1,547.5	324.8	283.6	266.2	248.5	1,123.1	△ 424.4
	受益者負担金分担金	48.7	47.7	53.7	39.0	189.1	76.1	49.9	51.2	56.9	234.1	45.0	
	他会計負担金	154.6	168.3	176.5	179.1	678.5	176.7	185.0	167.6	157.2	686.5	8.0	
	他会計補助金	現行	264.9	247.0	201.2	163.4	876.5	160.0	109.5	158.8	157.2	585.5	△ 291.0
		改定案	-	-	-	-	-	85.0	34.4	83.7	82.0	285.0	△ 591.5
		差引	-	-	-	-	-	75.1	75.1	75.1	75.2	300.5	-
	その他収入	3.6	2.1	3.3	3.7	12.7	10.0	10.0	0.0	0.0	20.0	7.3	
	支出 (E)	3,978.9	4,249.8	3,987.7	3,956.4	16,172.8	3,656.1	3,702.5	3,640.1	3,655.0	14,653.7	△ 1,519.1	
	建設改良費	汚水分	1,665.0	1,671.0	1,654.9	1,619.9	6,610.7	1,599.9	1,591.4	1,509.7	1,482.1	6,183.1	△ 427.7
雨水分		173.2	168.8	148.7	150.3	641.1	153.9	162.9	183.0	204.0	703.9	62.8	
収支差引 (D) - (E) (F)	△ 1,085.2	△ 1,070.9	△ 1,058.1	△ 1,130.3	△ 4,344.5	△ 1,148.3	△ 1,197.0	△ 1,184.4	△ 1,223.3	△ 4,753.0	△ 408.5		
収支再差引 (C) + (F)	現行	10.0	△ 17.5	△ 2.3	7.5	△ 2.4	△ 19.9	△ 21.2	△ 38.3	△ 60.6	△ 140.0	△ 137.7	
収支再差引 (C) + (F)	改定案	-	-	-	-	-	55.2	53.9	36.7	14.6	160.5	-	

3 今後の下水道事業の展開

(1) 事業展開の内容

本市の下水道事業は、令和3年度末見込みで約961億円の建設投資の結果、下水道普及率は48.4%を達成しましたが、財政状況や下水道を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、その一方、老朽化した施設の改築更新や浸水対策、公共用水域の水質保全など今後取り組むべき課題も多く、様々な課題への対応が急務となっています。

これまでの生活排水対策は、集合処理である下水道を中心に進めてきましたが、下水道の整備には多くの費用と時間が必要であり、一方、機能向上が著しい合併処理浄化槽は、小型で整備費用も安価、人口減少にも即応できる機動性を持った生活排水処理施設として普及が進んでいます。

そこで、今後も下水道普及率の向上を目指すとともに、人口減少等による不採算性が見込まれる計画区域については、個人設置型合併浄化槽等による整備に見直すなどコスト削減を図り、快適な水環境の維持・向上に努めてまいります。

(2) 健全な下水道経営

財政状況が厳しい中、今後の下水道経営は、経費を抑制しつつ、事業効果を最大限に発揮していくことが、これまで以上に求められます。

このため、さらに経費節減等の経営努力を進めていくとともに、今後の事業運営に的確に対応した効率的な執行体制づくりに努め、経営体質の強化を図ってまいります。

① 下水道施設の適正維持

これまでに整備した下水道施設については、計画的に調査・点検を実施しながら修繕・改築を進めます。また、省エネルギー化・省力化・耐震強化などの機能向上も併せて図ります。

② 効率的な事業運営

下水道施設の機能維持・延命化等、適正かつ効率的な維持管理に努めます。また、民間委託の推進による組織の効率化に努めます。

③ 未接続の解消

個別訪問などによる現行助成制度のPRなど水洗化の促進に努めます。

④ 経営戦略の実行、及び、経営の見える化

平成29年3月に策定した経営戦略における取り組みの着実な実行に努めます。また、分かりやすい経営情報の開示による「見える化」を図ります。